

(案)

市 有 財 産 売 買 契 約 書

売主 富山市（登録番号：T9000020162019）（以下「甲」という。）と 買主 （以下「乙」という。）との間に、市有財産の売買に関し、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、法令を遵守し、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次の財産（以下「本物件」という。）を現況有姿のまま乙に売り払い、乙はこれを買受ける。

物件名	
車名	
初度登録年月	
車台番号	
型式	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（適用税率10%、うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約と同時に契約保証金として金 円を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、既に納付済みの入札保証金の全額を充当する。

3 乙が次条に規定する売買代金を納付したときは、第1項に規定する契約保証金を売買代金の一部に充当する。

4 乙が次条に規定する売買代金を納付しないときは、甲は、第1項に規定する契約保証金を返還しない。

5 第1項に規定する契約保証金には、利息は付さない。

6 第1項に規定する契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（売買代金の納入）

第5条 乙は、売買代金のうち、前条に規定する契約保証金を除いた金 円を契約締結日から20日以内に、甲の発行する納入通知書により一括して納付しなければならない。

（リサイクル料金の納入）

第6条 乙は、売買代金以外に、甲が預託済みである自動車リサイクル料金（資金管理料

金を除く。)に相当する額を契約締結日から20日以内に、甲の発行する納入通知書により一括して納付しなければならない。

(遅延損害金)

第7条 乙は、前条に規定する納付期限までに売買代金を納付できないときは、納付期限の日の翌日から売買代金を納付する日までの日数に応じ、その未納入額について民法(明治29年法律第89号)に基づく法定利率により計算した金額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(所有権の移転等)

第8条 本物件の所有権は、乙が売買代金(売買代金の支払が遅延した場合は、遅延損害金を含む。)及びリサイクル料金の支払を完了した時に、乙に移転する。

2 甲は、前項により売買物件の所有権が移転した後、所有者変更登録等に要する書類を乙に渡し、乙は、当該書類の受領書を甲に提出する。

3 乙は、遅滞なく所有者変更登録手続等を行い、甲の指定する書類を甲に提出しなければならない。乙は、抹消登録の手続を行う場合でも、所有者名義人を乙に変更してから抹消登録を行い、甲の指定する書類を甲に提出しなければならない。

(物件の引渡し)

第9条 甲は、本物件の所有権が移転し、所有者変更登録手続が完了した後、本物件を甲の指定する日時及び場所において現況有姿で乙に引き渡す。引渡しに当たり、乙は、本物件の受領書を甲に提出する。

2 乙は、本物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を順守し、甲の指示に従うとともに、これに係る保険への加入、輸送手配等については、乙が行わなければならない。

(物件の使用、譲渡等)

第10条 乙は、本物件を自ら使用し、又は他人に譲渡又は使用させる場合、法令の定めに従い、自賠責保険の加入等、必要な諸手続を行わなければならない。なお、物件の引渡し後に事故等が発生した場合においても甲は、一切の責任を負わない。

(物件の解体)

第11条 乙は、物件を解体する場合、市の名称等を消去した後に物件を解体しなければならない。また、使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用がある車両は、法律の定めに従って解体しなければならない。

(費用負担)

第12条 乙は、第8条から前条までに定める手続及び保険料等に係る一切の費用を負担しなければならない。

(危険負担)

第13条 本物件の引渡し前に、天災地変その他甲又は乙のいずれの責にも帰すことで

きない事由により本物件が滅失又は損傷し、その程度が大きく、乙が目的を達することができないときは、乙は本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は第4条に規定する契約保証金を無利息にて速やかに乙に返還する。

(契約不適合責任)

第14条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 不正な行為により本物件を買い受けたとき。

(3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙が損害を受けることがあっても、これを賠償しない。

3 乙は、第1項の規定により本契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償する。

(契約が解除された場合の違約金)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。

(1) 前条の規定によりこの契約を解除したとき。

(2) 乙が契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の契約の履行が不可能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に規定する違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金等)

第17条 甲は、第15条に規定する解除権を行使した場合は、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、本契約を解除した場合において、乙が負担した契約費用及び本物件に支出したその他一切の費用並びに乙が支払った第7条の規定による遅延損害金及び第16条の違約金は返還しない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第19条 甲が、第15条に規定する解除権の行使により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき金額があるときは、返還金の全部又は一部と相殺することができる。

(公租公課)

第20条 所有権移転後における本物件に賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約から生じる一切の訴えについては、富山地方裁判所又は富山簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第23条 この契約について疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定める。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 富山市新桜町7番38号
富山市長 藤井 裕久

乙